

Ⅲ 個々のニーズに応じた障害福祉サービスの充実

障害のある人が本人の意思決定のもと、地域で自立した生活を営むことができるよう、相談支援体制や、障害のある人が必要なときに必要な場所で、地域の実情に即した適切な支援や障害の特性に応じた質の高い福祉サービスを受けることができる体制の整備を推進します。

1 相談支援体制の整備

障害のある人が住み慣れた地域で自立した日常生活や社会生活を営むことを支援していくために、乳幼児期から高齢期に至るまでのライフステージに応じた総合的な相談支援体制を整備していく必要があります。

このため、市町村や地域自立支援協議会、基幹相談支援センター、地域生活支援拠点等を中心に、障害のある人の身近な地域における相談支援が充実するよう連絡調整や支援を行うとともに、相談支援に従事する人材の育成に努めます。

また、精神障害、発達障害、高次脳機能障害、難病、医療的ケアなど、障害の特性や障害のある人の状態、複合的な悩み等に応じて適切な相談支援が提供できるよう、関係機関や専門機関が連携した相談支援体制の充実に努めます。

(1) 自己決定の尊重及び意思決定の支援

- ・障害のある人の財産や権利を保護し、自己決定の尊重を図るため、市町村とともに成年後見制度の普及・啓発に努めるとともに、市町村における中核機関の設置等に対する支援や、制度の適切な利用の促進を図ります。
- ・判断能力が十分でない人に対する福祉サービスの利用援助や、福祉サービスに関する苦情解決など、利用者の意向、適性、障害の特性に配慮したサービス提供体制の充実に努めます。

(2) 地域における相談支援体制の充実

① 身近な相談支援の充実

- ・富山県社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業により、認知症高齢者・知的障害者・精神障害者等が地域において安心して自立した生活が送れるよう支援します。
- ・地域における相談支援の拠点である基幹相談支援センターの設置に対する支援など総合的・専門的な相談支援体制の充実に努めます。
- ・地域自立支援協議会を中心とした相談支援体制の一層の充実・強化を図るとともに、アドバイザーを派遣するなど広域的な立場から市町村の取組を支援します。
- ・障害のある人の財産や権利を保護し、自己決定の尊重を図るため、市町村とともに成年後見制度の普及・啓発に努めるとともに、市町村における中核機関の設置等に対する支援や、制度の適切な利用の促進を図ります。
- ・「障害者110番」運営事業により、障害のある人の権利擁護について相談員等による専門的な相談体制の充実に努めます。(再掲)
- ・精神障害者に対する多様な相談支援体制を構築するため、市町村に対する技術的支援を行うと

ともに、自助グループ等の組織育成を図ります。

- ・メンタルヘルスサポーター、ピア・フレンズ等による精神障害者の地域生活に関する相談活動を支援します。
- ・精神障害者家族の交流や相談のための事業を推進します。
- ・ピアサポーターの育成を行うとともに、ピアカウンセリング、ピアサポート体制の強化等、障害者同士・家族同士が行う援助として有効かつ重要な手段である当事者等による相談活動の更なる拡充を図ります。
- ・「断らない相談支援」のほか、「参加支援」「地域づくりに向けた支援」に一体的に取り組む重層的支援体制整備事業の実施に向け、実施主体である市町村職員等に向けた研修会の開催や情報提供の充実に努めます。

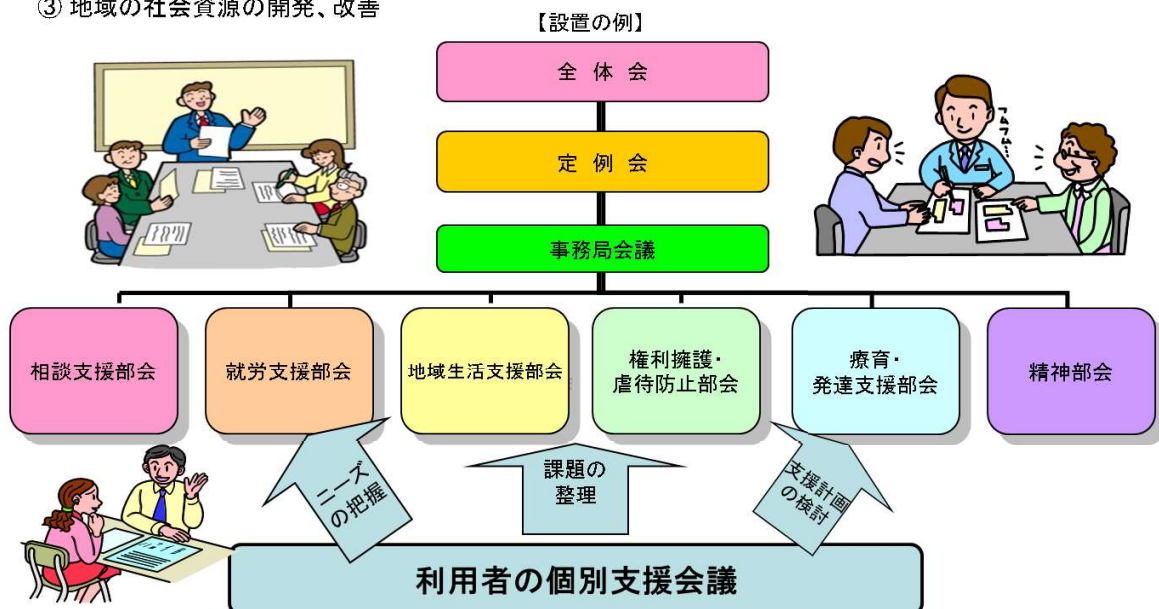
地域自立支援協議会について

【概要】

市町村が、相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し中核的役割を果たす協議の場として設置。

【主な機能】

- ① 地域の関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議
- ② 困難事例への対応のあり方に関する協議、調整
- ③ 地域の社会資源の開発、改善



② 相談支援を行う人材育成

- ・計画相談支援や地域移行支援・地域定着支援、障害児相談支援等の必要なサービス量が確保できるよう相談支援従事者の養成や資質の向上、人材の確保に努めます。
- ・相談支援の質の向上を図る観点から、地域の中核的な役割を担う主任相談支援専門員の養成を推進します。
- ・地域での身近な相談役である身体障害者相談員、知的障害者相談員及び精神障害者家族相談員に対する研修の充実に努めます。また、障害者相談員は、相談対応のほか地域における支え合い活動や災害時支援などの面でも活躍が期待されることから、各地域において活動の場が広がるよう市町村に啓発や助言等を行います。
- ・地域の事情に精通した民生委員・児童委員が多様な地域福祉のニーズに対応していくための研修を充実するなど、相談援助活動を支援します。

(3) 専門的な相談支援体制の充実

- ・障害者虐待防止法に基づき、富山県障害者権利擁護センターにおいて、障害者虐待の通報・相談の受付や市町村への情報提供・助言等を行います。（再掲）
- ・「障害のある人の人権を尊重し県民皆が共にいきいきと輝く富山県づくり条例」に基づき、広域専門相談員や地域相談員を設置し、障害を理由とする差別に関する相談体制の充実に努めます。（再掲）
- ・富山県社会福祉協議会による相談機能や、福祉・生活に関する情報の受発信機能を充実します。
- ・矯正施設（刑務所等）を退所し、自立生活が困難な障害のある人等に対し、富山県地域生活定着支援センターの取組みを周知し、円滑な地域生活を支援します。
- ・厚生センター、障害者相談センター、児童相談所、心の健康センター等の行政機関における相談支援体制を充実します。
- ・富山県リハビリテーション病院・こども支援センターに設置している発達障害者支援センターにおいて、発達障害者等及びその家族その他の関係者が、可能な限り身近な地域で必要な支援を受けられるよう、きめ細かな相談や情報提供、助言等を行うとともに、発達障害に関する普及啓発や人材育成の充実に努めます。
- ・富山県リハビリテーション病院・こども支援センターに設置している富山県高次脳機能障害支援センターにおいて、相談支援や普及啓発のほか、関係職員等を対象とした研修会、調査・研究などを実施します。（再掲）
- ・障害保健福祉圏域ごとに設置されている障害者就業・生活支援センターにおいて、職場体験、求職活動、職場定着相談などの就労支援や、健康管理、住居、年金などの生活設計に関する助言などの日常生活、社会生活上のきめ細やかな相談体制により、障害のある人の就労継続と地域における自立した生活を支援します。
- ・障害児等療育支援事業により、家庭訪問や外来による療育相談、指導等を行い、市町村と連携しながら、在宅の障害のある人や子どもの地域生活を支援します。
- ・厚生センターにおいて、難病患者のための医療相談、訪問相談、療養相談会、患者及び家族の交流会を実施するとともに、難病ボランティアの養成を推進します。また、地域難病ケア連絡協議会の開催など保健、医療、福祉の連携を強化します。
- ・難病相談・支援センターにおいて、療養等各種相談、専門医による相談会・講演会、患者及び家族の交流会、ピアサポーターの養成・相談、就労支援等を実施します。
- ・精神科医療に関する緊急の相談に24時間対応する「精神科救急情報センター」の円滑な運用・充実に努めます。
- ・ひきこもり本人やその家族等からの相談に対応する富山県ひきこもり地域支援センターを中心に、支援困難事例について支援機関の調整等を行うなど、ひきこもり本人及びその家族等を支援します。
- ・富山県依存症相談支援センターにおいて、アルコール、薬物、ギャンブル依存症の相談対応や研修会、家族教室等による継続的な支援を実施します。
- ・心の健康センターを中心とした、こころの健康に関する相談体制等の充実や、市町村や関係機関と連携したひきこもり対策の強化、自殺防止対策の充実、依存症の相談拠点の整備や民間団体の活動支援などによる支援体制を充実します。
- ・「性暴力被害ワンストップ支援センターとやま」の運営にあたっては、関係機関との連携の下、相談者のニーズや特性に応じた適切な支援に努めます。
- ・富山県リハビリテーション病院・こども支援センターに設置している医療的ケア児等支援センターにおいて、医療的ケアが必要な障害児者及びその家族等からの相談に応じ、情報の提供や

助言その他の支援を行うとともに、関係機関等への情報の提供や助言その他の支援を行います。

2 地域生活を支援する障害福祉サービスの充実

障害のある人や子どもが住み慣れた地域で自立し、安心して日常生活や社会生活を送ることができるよう、障害者総合支援法、児童福祉法等に基づき、居宅介護、生活介護、児童発達支援など訪問系サービスや日中活動系サービスの一層の充実に努めるとともに、グループホームなど地域における住まいの場の確保を図ります。

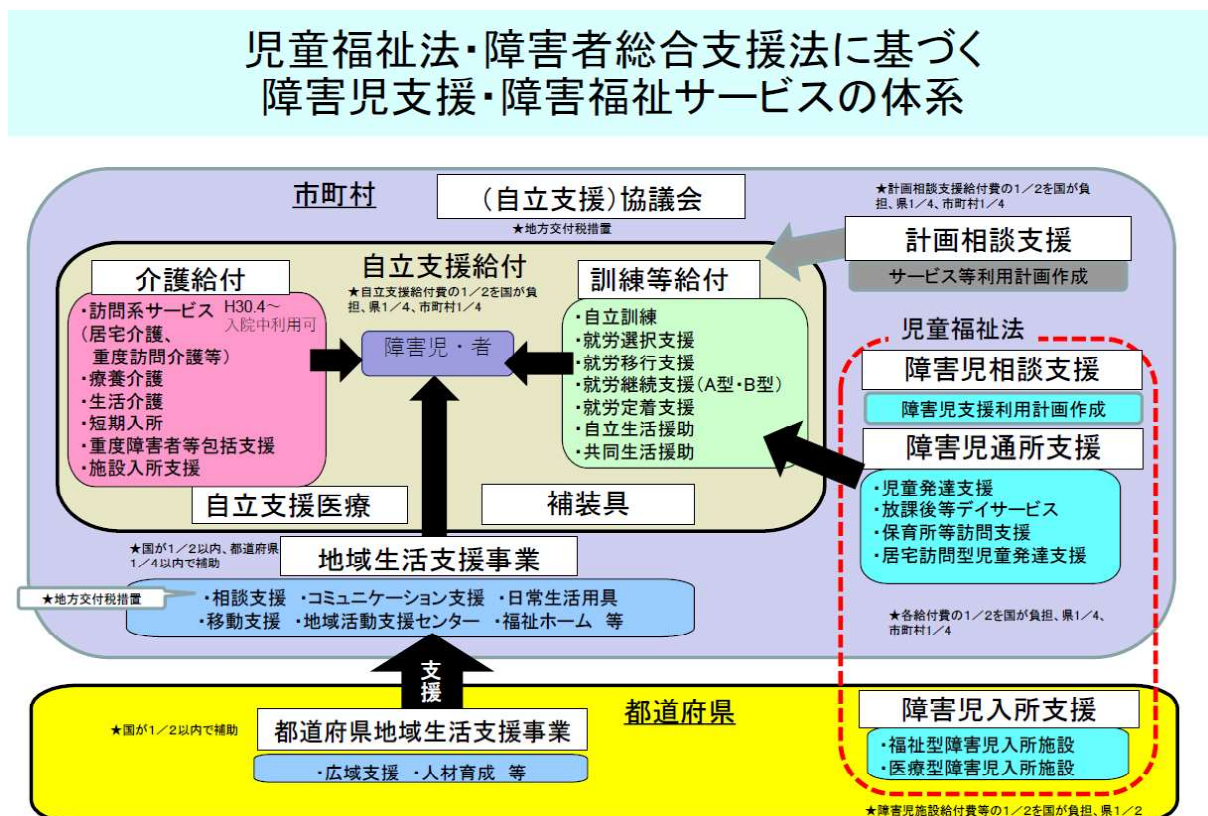
また、障害のある人が増加する一方で、人口の高齢化に合わせ障害のある人の高齢化も進んでいます。また、障害の重度化及び重複化、医療的ケアの必要性も増加しています。さらに、障害のある人を介護している家族の高齢化や「親亡き後」の問題も指摘されています。こうした多様化する障害のある人のニーズに適切に対応していく必要があります。

地域生活支援については、本県では、年齢や障害の有無にかかわらず、高齢者、障害のある人、子どもなど県民誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができる地域共生社会に実現に取り組んできており、このような理念に基づく共生型（富山型）の地域生活支援サービスの充実を促進します。

さらに、障害のある人や子どもを介護する保護者・家族の負担を軽減するため、引き続き家族支援の施策に取り組むとともに、様々な福祉機器の活用や身体障害者補助犬、ヘルプマークなど障害のある人に関するマーク、関係制度に対する理解やその普及促進等を図ります。

加えて、精神障害、発達障害、高次脳機能障害、難病、盲ろうなどの多様な障害、複合的な障害については、正しい知識の普及や障害の特性に応じた専門的な相談・支援体制の整備を図ります。

<障害福祉サービス・障害児支援の体系>



(1) 在宅サービス等の充実

① 「共生型」地域生活支援の充実

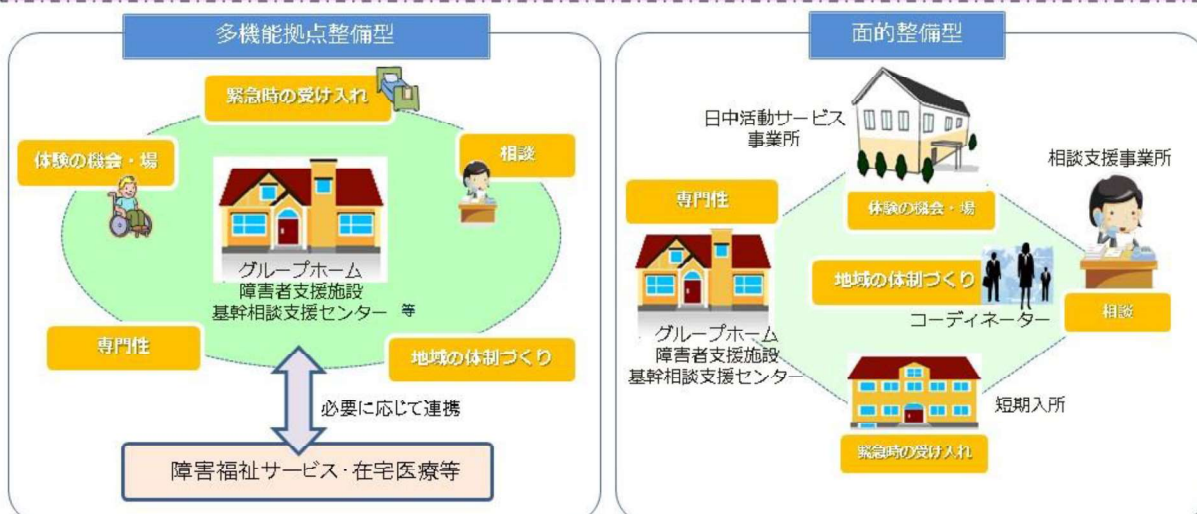
- ・身近な地域で障害（児）者、高齢者、子ども等を区別なく一緒に福祉サービスを提供する、富山型デイサービス（共生型サービス）をはじめとした地域共生型福祉拠点を整備促進します。
（再掲）
- ・地域共生の理念の普及・啓発等により、一般のデイサービス等から富山型デイサービスへの転換を促進します。
- ・市町村社会福祉協議会のコミュニティ・ソーシャルワーカー（地域福祉コーディネーター）や、介護保険法の地域支援事業における生活支援コーディネーター、生活困窮者対策の相談支援員、障害者の相談支援専門員等の人材を活用した、「相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施できる包括的支援体制の構築を推進します。
- ・民生委員・児童委員や社会福祉協議会と連携したケアネット活動等による地域福祉を推進します。
- ・高齢の障害のある人や認知症を発症した障害のある人等が、なじみのある事業所で引き続きサービスを受けることができるよう、共生型サービスの推進に努めます。（再掲）
- ・障害の重度化、障害のある人の高齢化や「親亡き後」を見据え、各地域の状況に応じ、居住支援機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ対応など）に地域支援機能（地域の体制づくりの支援など）を集約・付加した拠点（地域生活支援拠点）若しくはこれらの機能を地域の複数機関が分担して担う面的な体制の整備を推進します。（再掲）

地域生活支援拠点等の整備について

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築。

●地域生活支援拠点等の整備手法（イメージ）※あくまで参考例であり、これにとらわれず地域の実情に応じた整備を行うものとする。

各地域のニーズ、既存のサービスの整備状況など各地域の個別の状況に応じ、協議会等を活用して検討。

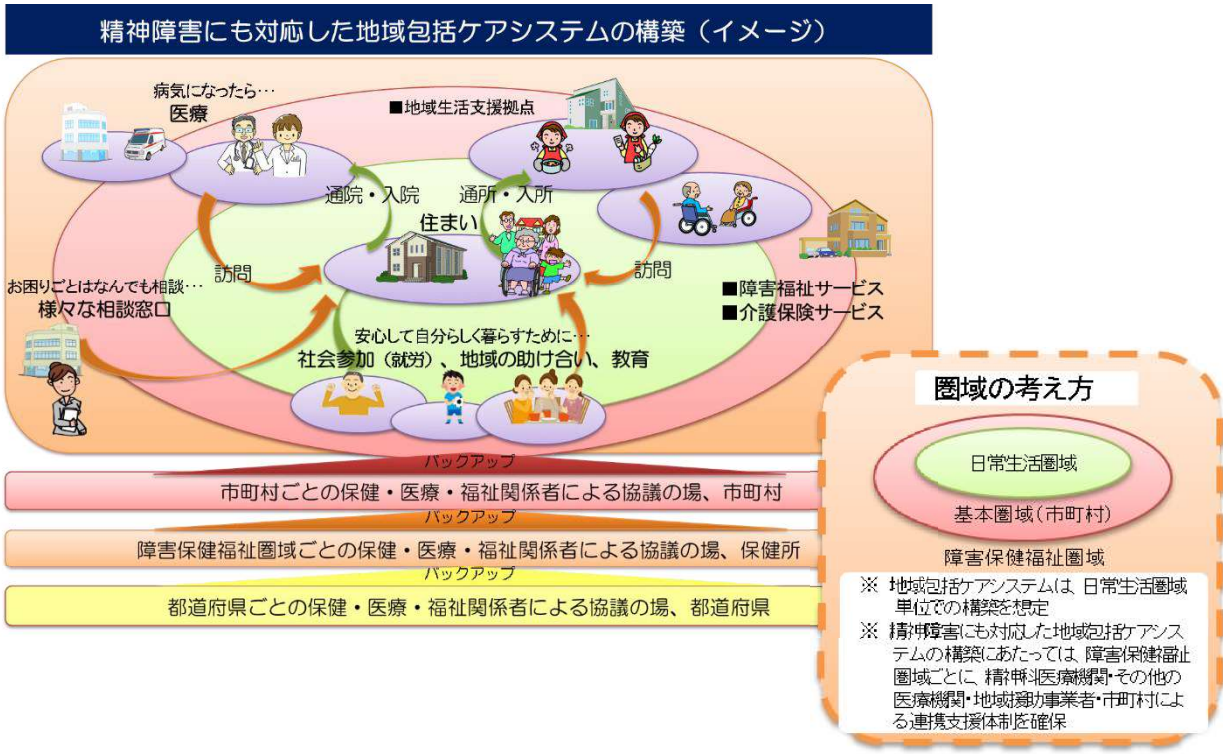


(出典 厚生労働省 障害保健福祉関係主管課長会議資料)

② 在宅サービスの充実

- ・ 障害者が自宅において介護や家事等の日常生活の支援や外出時の介助等の必要な支援を受けつつ、自立した生活を送ることができるよう、また、高齢になっても、強度行動障害があっても、地域で生活できるよう、在宅サービスの提供体制の整備促進に努めます。
- ・ 障害のある人の高齢化・重度化や親の高齢化が進む中で、親亡き後に備えて安心して生活ができるよう、地域において受け皿となる障害福祉サービスを充実します。
- ・ 障害のある人が地域住民と交流しながら地域で安心して暮らせるよう、障害者支援施設と連携し、その専門的機能を活用し、障害のある人の地域生活を支援します。(再掲)
- ・ 児童発達支援や放課後等デイサービス、保育所等訪問支援の提供など、障害児が身近な地域で必要な支援を受けられるよう体制の整備を図ります。(一部再掲)
- ・ 障害児等療育支援事業により、家庭訪問や外来による療育相談、指導等を行い、市町村と連携しながら、在宅の障害のある人や子どもの地域生活を支援します。(再掲)
- ・ 外出のための移動支援、創作的活動や生産活動の機会の提供など、地域生活を支援するために市町村が地域の特性や利用者の状況に応じて実施する取組に対する支援を推進します。
- ・ 住み慣れた地域で福祉サービスを受けられるよう、高齢者総合福祉支援事業等による在宅福祉事業や施設の相互利用を推進するなど、他制度との連携による効果的な福祉サービスの提供を推進します。
- ・ 訪問看護ステーションの整備を推進し、医療ニーズの高い高齢者や障害のある人の安全で自立した生活を支援します。
- ・ 精神障害のある高齢者やその家族等への支援に資するため、介護保険サービスに関する情報提供を行います。
- ・ 精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるように、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保された「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」を構築していきます。
- ・ これまで精神障害者へのサービス提供の機会が少なかった障害福祉サービス事業所、介護サービス事業所等の職員を対象に、精神障害者支援に関する研修を実施し人材育成を行うことで、精神障害者へのサービスの質の向上と、より多くの事業所で精神障害者の受け入れができる体制づくりを進めます。
- ・ 医療機関や協力事業所等の関係機関と連携し、社会とのつながり促進事業を実施するなど、精神障害者の社会的自立と社会復帰を支援します。
- ・ 福祉の分野においてNPO法人等が行う地域貢献型事業（コミュニティビジネス）に対して融資等の支援をします。
- ・ 老障家庭など困難な課題を抱える家庭に対して、高齢者支援のヘルパーと障害者支援のヘルパーとの連携、ケアマネジャーと相談支援専門員との連携など、介護分野と障害分野との連携を推進し、包括的な支援に努めます。

図 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築



（出典：厚生労働省資料）

③ 住居の確保

- ・ 障害のある人が地域で安心して生活できるよう、自立に向けてグループホームの体験の機会やショートステイを確保します。
- ・ 軽度の障害のある人をはじめ、中重度の障害のある人が地域で安心して暮らせるよう、住まいの場であるグループホームの整備を支援します。
- ・ 県では、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への入居相談業務等を実施する「居住支援法人」を指定しており、障害者世帯等の入居に関する相談について、同法人との連携等を図ることにより、適切に対応します。
- ・ 公営住宅における障害者世帯の優先入居を推進するとともに、公的賃貸住宅や民間賃貸住宅の有効活用による障害者世帯の居住の安定確保を図ります。（再掲）
- ・ 一般財団法人高齢者住宅財団が行う家賃債務保証制度について、引き続き賃貸住宅の経営者等に周知を図ります。

④ 障害のある人の家族への支援

- ・ 居宅介護、短期入所、日中一時支援、児童発達支援や放課後等デイサービス、重症心身障害児（者）レスパイトサービス事業などの促進により、在宅の障害のある人や子どもを介護している家族の負担軽減に努めます。
- ・ 養護者からの虐待予防の観点から、家族の負担軽減策の好事例を収集し紹介するなど、養護者支援を充実します。（再掲）
- ・ 医療的ケア児に関する短期入所サービスやレスパイトについて、富山県リハビリテーション病院・こども支援センターや国立病院機構富山病院などの医療機関で入院対応ができるよう病院機能の充実を図ります。
- ・ 関係機関による支援ネットワークの構築や、支援ガイドラインを作成し、若年介護者であるヤングケアラーを支援します。

- ・放課後児童健全育成事業を実施し、障害のある子どもの放課後等の集団活動の場を確保するなど、保護者の負担軽減のための施策を充実します。
- ・障害者団体の活動を支援することにより、家族同士の交流を促進します。
- ・障害のある人等の家族団体が行う地域との連携を深めるための活動を支援します。
- ・障害のある子どもの保護者の高齢化を踏まえた社会的支援を促進します。
- ・発達障害者等の家族その他の関係者が発達障害に対し適切な対応をすることができるよう、研修等の充実に努めます。
- ・発達障害に関する悩み等を持つ当事者同士や発達障害児者を持つ保護者同士の集まる場を提供します。
- ・精神障害者家族の負担を軽減するための各種サービス（短期入所、日中一時支援）を促進します。
- ・精神障害者家族の交流や相談のための事業を推進します。（再掲）
- ・在宅難病患者一時入院事業（レスパイト入院事業）の実施や相談体制の充実を図ることにより、難病患者家族の支援に努めます。

⑤ 福祉機器・各種障害関係制度の普及促進等

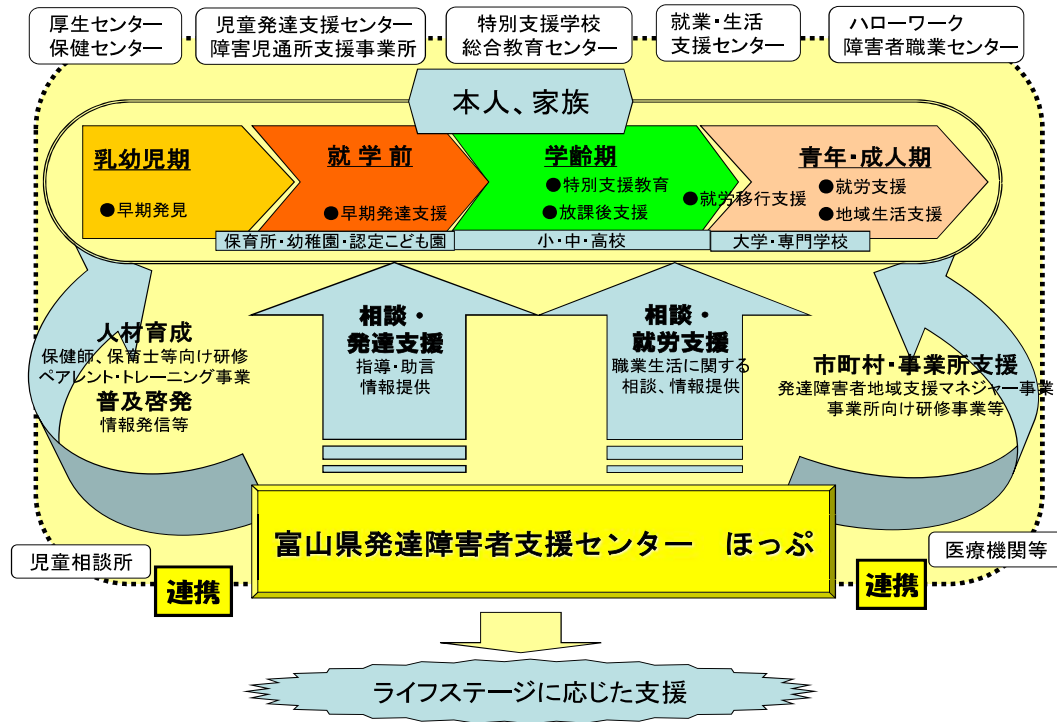
- ・とやま介護テクノロジー普及・推進センターにおける、介護テクノロジーの相談対応、展示・体験事業の実施、介護施設職員や一般県民を対象とした各種研修と導入検討施設への伴走支援の実施、先進事例の紹介等による介護テクノロジーの普及啓発及び活用を促進します。
- ・障害基礎年金等の公的年金制度、特別障害者手当等の各種手当制度、富山県心身障害者扶養共済制度の周知に努めます。
- ・税制面の各種減免措置、生活福祉資金の貸付制度等の周知に努めます。
- ・市町村が実施する補装具や日常生活用具の円滑な給付のため、市町村間の連絡調整や情報提供など必要な支援を行います。
- ・在宅重度障害者住宅改善事業により、障害のある人の住宅の設備、構造等の改善を支援します。
（一部再掲）
- ・身体障害者補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）の導入を支援するとともに、身体障害者補助犬を使用する身体障害者が施設等の利用を拒まれることがないよう、補助犬についての県民の理解の促進に努めます。（再掲）

(2) 障害特性等への対応

① 発達障害

- ・医療、保健、福祉、教育、保育の関係機関等との連携のもと、発達の段階で行動等の特徴が現れる時期に適切に発見し、子どもの特性に応じた切れ目のない支援に努めます。
- ・市町村とともに乳幼児健診や発達相談等の充実に努め、関係機関と連携しながら早期療育につなげます。また、保健師等への研修を行うなど、早期発見、療育支援技術向上に努めます。
- ・児童相談所において、言語障害や情緒障害を有する児童の言語や情緒面の相談を受け、保護者が安心して子育てができるよう、必要な助言をします。
- ・保育に特別な配慮を必要とする児童に対して、保育士等が適切に対応できるように、保育所等への専門家の派遣や専門性の向上を図る研修等を行います。
- ・発達障害者支援法に基づき設置した発達障害者支援地域協議会における関係機関との協議等を通じて、乳幼児期から高齢期までの切れ目のない一貫した支援体制のさらなる整備を図ります。
- ・富山県リハビリテーション病院・こども支援センターにおいて、児童精神科医療の充実に努めます。また、地域のかかりつけの小児科医等の発達障害への対応力の向上を図ります。
- ・富山県リハビリテーション病院・こども支援センターに設置している発達障害者支援センターにおいて、発達障害者等及びその家族その他の関係者が、可能な限り身近な地域で必要な支援を受けられるよう、きめ細かな相談や情報提供、助言等を行うとともに、発達障害に関する普及啓発や人材育成の充実に努めます。(再掲)
- ・発達障害者支援センターに発達障害者地域支援マネージャーを配置し、市町村や事業所等に対して相談や助言等を行います。
- ・発達障害を含む障害のある幼児児童生徒について、教育、保健、医療、福祉、労働等の関係機関の連携を図り、学校内における支援体制を充実します。
- ・県総合教育センターに設置された専門家チームや、巡回指導員、特別支援学校のセンター的機能等により、発達障害を含む障害のある幼児児童生徒への望ましい対応等を示し、幼稚園、保育所、認定こども園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校を支援します。
- ・サービス事業所の従業員の発達障害への対応力の向上を図ります。
- ・子どものこころの診療を専門とする小児科医・児童精神科医の育成に努めます。
- ・地域かかりつけ医による診療やプライマリケアの知識、療育への適切な移行支援などへの対応力を高める研修会や、医療・保健・福祉・教育等支援に係る多職種連携を推進する研修会を開催するなど、人材育成や連携体制の構築に努めます。

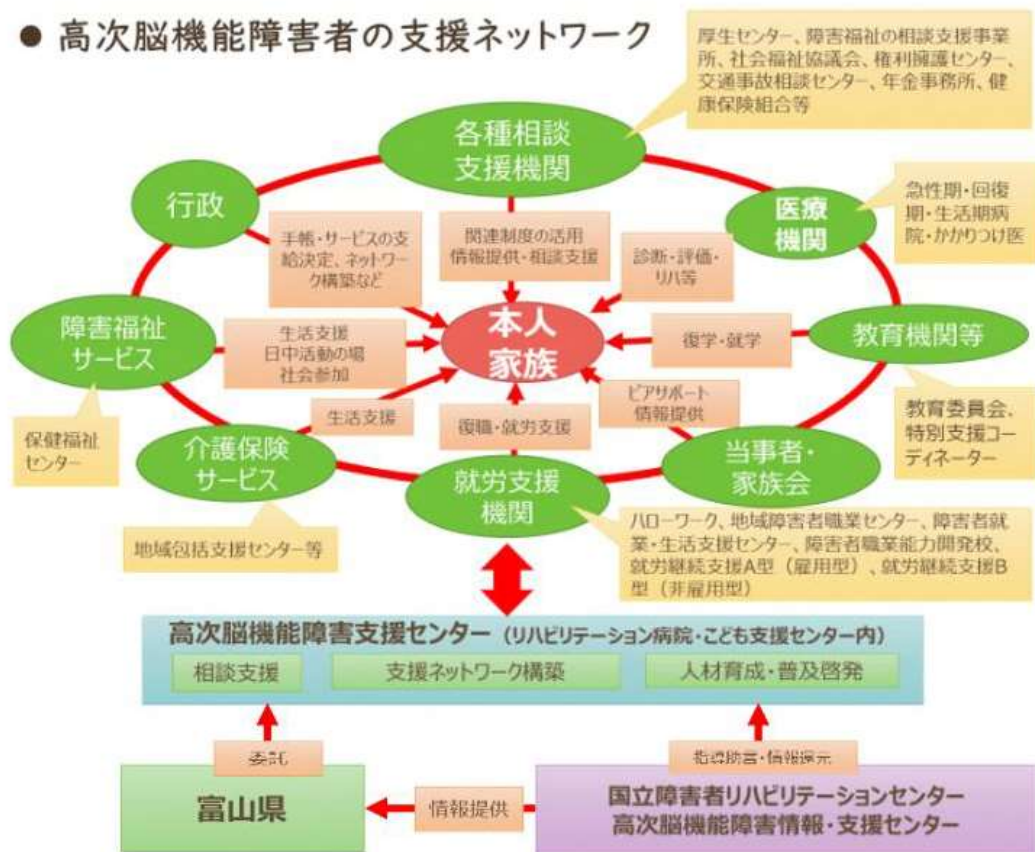
図 発達障害者支援体制



② 高次脳機能障害

- ・富山県リハビリテーション病院・こども支援センターに設置している富山県高次脳機能障害支援センターにおいて、次の取組みを行います。
 - ・相談支援や普及啓発のほか、関係職員等を対象とした研修会、調査・研究などを実施します。
 - ・利用者や入院患者とその家族を対象とした家族教室、ピアサポート事業実施します。
 - ・医療・福祉など関係機関が連携して高次脳機能障害児者の地域生活を支援するためのネットワークの構築に努めます。
 - ・就労支援・就学支援のほか、グループ訓練などの医学的リハビリテーション、作業療法士による生活版ジョブコーチなど、高次脳機能障害児者の社会復帰や社会参加を支援します。

● 高次脳機能障害者の支援ネットワーク



③ 難病

- ・ 難病患者に対し、障害福祉サービスの制度やその利用について普及啓発に努めます。
- ・ 難病診療連携拠点病院や協力病院を中心とした入院施設の確保など難病医療提供体制の整備を図ります。
- ・ 難病患者の在宅における療養生活等を支援するため、難病対策地域協議会を設置し、関係機関との連携強化に努め、よりよい療養支援体制を推進します。
- ・ 厚生センターにおいて、難病患者のための医療相談、訪問相談、療養相談会、患者及び家族の交流会を実施するとともに、難病ボランティアの養成を推進します。また、地域難病ケア連絡協議会の開催など保健、医療、福祉の連携を強化します。（再掲）
- ・ 難病相談・支援センターにおいて、療養等各種相談、専門医による相談会・講演会、患者及び家族の交流会、ピアサポーターの養成・相談、就労支援等を実施します。（再掲）

④ その他の障害

- ・ 多様な障害、複合的な障害について、正しい知識の普及や障害の特性に応じた専門的な相談・支援体制の整備を図ります。

3 障害者施設の整備の方向と施設機能の充実・活用

これまで、施設に入所している障害のある人の地域生活への移行を支援するとともに、グループホームなど地域生活を支援するサービスの整備に努めてきたことから、県内の施設入所者数は減少してきています。これからも、地域生活を希望する障害のある人が、地域で安心して日常生活や社会生活を送ることができるよう、相談支援体制をはじめ、障害福祉サービス、ボランティア活動の充実を図っていく必要があります。

その一方、入所施設については、入所の継続や新たな入所が必要な障害のある人や障害のある子どもが適切なサービスを利用することができるよう、一定の入所定員の維持を図る必要があります。同時に、多種・多様な専門性を有する地域の資源として、専門的機能を他機関と連携・協働して障害のある人や子ども及びその家族を支援し、緊急時や災害時をはじめとして安全で安心な地域生活の継続・向上をはかるための包括的なケアの一翼を担うことが期待されます。

さらに、多くの人たちが入所施設で生活していることを鑑み、入所者の生活を支援する職員の確保や質の向上に努めるとともに、国の検討状況なども踏まえ、障害のある人の高齢化や重度化・重複化に応じた施設機能の在り方を引き続き検討します。

(1) 施設整備の基本的な考え方

- ・施設入所者の生活の質（QOL）の向上やプライバシーの確保を図るため、施設の重度化・高齢化対応、個室化を推進するとともに、地域移行の受け皿となるグループホームやショートステイ等の整備に必要な支援をしてきます。
- ・障害のある人が地域で安心して暮らせるよう、日中活動の場（生活介護事業、就労継続支援事業、地域活動支援センター等）と、住まいの場（グループホーム）について、バランスに配慮しつつ計画的に整備を促進します。

(2) 施設機能の充実と地域生活支援への活用

- ・施設利用者の利便性の向上を図るため、介護機器など福祉用具の導入により施設機能の向上に努めます。
- ・職員の生産性の向上を図るため、ICT機器や介護ロボットの導入に対し支援します。
- ・施設入所者の高齢化や障害の重度化・重複化に対し、地域移行の体制整備の方策の検討もしながら、本県の状況にふさわしい国の検討事項等を踏まえ、施設機能の在り方等について引き続き検討します。
- ・障害の重度化、障害のある人の高齢化や「親亡き後」を見据え、各地域の状況に応じ、居住支援機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ対応など）に地域支援機能（地域の体制づくりの支援など）を集約・付加した拠点（地域生活支援拠点）若しくはこれらの機能を地域の複数機関が分担して担う面的な体制の整備を推進します。
- ・地域生活支援拠点等については、コーディネーターや担当者の配置、支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築による機能の充実を進め、また、強度行動障害を有する障害者の支援体制の充実を図るために、支援ニーズを把握や地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めます。
- ・障害のある人が地域住民と交流しながら地域で安心して暮らせるよう、障害者支援施設と連携し、その専門的機能を活用し、障害のある人の地域生活を支援します。
- ・高齢の障害のある人や認知症を発症した障害のある人等が、なじみのある事業所で引き続きサ

ービスを受けることができるよう、共生型サービスの推進に努めます。

4 質の高い障害福祉サービスの提供

障害福祉ニーズの多様化に対応し、障害のある人や子どもに質の高い障害福祉サービスを提供するには、サービス提供事業者や施設がサービスを多様化させ、質の向上に努めるとともに、サービスを支える人材の養成・確保や資質の向上を図る必要があります。

このため、事業者の業務管理体制の監督体制、障害福祉サービス等の情報公開制度への対応、サービス提供事業者等によるサービスの自己評価や第三者評価機関等による客観的なサービス評価を実施します。また、障害のある人や障害のある子どもに対する処遇が適切になされるよう、サービスに対する苦情解決体制の十分な活用を図ります。

障害の特性や複合的な悩みに応じたきめ細かなサービスが提供できる障害福祉サービスを支える人材の確保を図るほか、専門性を高める研修の充実に努めます。

また、障害のある人の地域における生活を支援し、安心して日常生活や社会生活を送れるよう、手話通訳、点訳、要約筆記等の専門的な知識や技術を有する人材の確保・養成、コミュニケーション支援に努めます。

(1) 障害福祉サービスの質の向上

① 施設運営の適正化

- ・市町村や指定事業者等に対して、研修や指導監査を実施します。
- ・障害福祉サービスに関するニーズの把握に努めるとともに、利用するサービスを選択しやすいよう、適切な情報提供に努めます。
- ・障害福祉サービス等の利用状況を把握し、真に必要とするサービスが提供できているのか検証を行うなど、サービスの質を向上させるための取り組み体制を構築していきます。
- ・障害児入所施設に入所する児童が大人にふさわしい環境へ移行できるようにするための協議の場を設置するなど、円滑な移行調整に努めます。
- ・個人情報の適切な管理や事業所でのプライバシーの保護を推進します。
- ・専門職員の養成研修などによる意思決定支援の質の向上や意思決定支援ガイドラインの普及を図ること等により、必要な意思決定の支援が行われることを推進します。
- ・障害福祉サービス事業所等における虐待防止委員会の設置や従事者への虐待防止のための研修の実施、虐待防止責任者の設置の徹底など、虐待の早期発見や防止に向けた取り組みを推進します。(再掲)

② 苦情解決機能の充実

- ・施設等における苦情解決体制の充実により、サービスの質の向上を促進します。
- ・判断能力が十分でない人に対する福祉サービスの利用援助や、福祉サービスに関する苦情解決など、利用者の意向、適性、障害の特性に配慮したサービス提供体制の充実を図ります。(再掲)

③ 第三者評価の実施促進

- ・サービス提供事業者等の自己評価の実施を促進するとともに、第三者による客観的な評価を実施するほか、第三者評価機関の調査者研修や評価結果の公表に取り組むなど、サービスの質の向上を図ります。

(2) 障害福祉人材の育成・確保・定着

① 障害福祉人材の養成確保

- ・ 障害のある高齢者等のケアマネジメントを含め、ケアマネジャーの知識・技術等能力及び資質の向上のための研修を実施します。
- ・ 視覚障害者のコミュニケーションを支援する点訳奉仕員や朗読奉仕員を養成します。(再掲)
- ・ 聴覚障害者の意思伝達を円滑にする手話通訳者や、手話取得の困難な中途失聴者や難聴者の意思伝達手段である要約筆記を行う要約筆記者を養成します。(再掲)
- ・ 盲ろう者向け通訳・介助員を養成します。(再掲)
- ・ 強度行動障害のある者の特性に応じ、一貫性を持った支援を行うことができる人材を養成します。
- ・ 海外からの希望のあった研修員に対し、障害福祉に関する知識やサービスの習得のための研修の機会を提供することによって、友好提携先等における福祉人材の養成を支援します。
- ・ 老障家庭や認知症など複合的な課題に対応できるよう、高齢者支援のヘルパーと障害者支援のヘルパーとの連携や双方のスキルアップ、ケアマネジャーと相談支援専門員との連携など、介護分野と障害分野における人材の知識の蓄積・スキル等の資質向上を図ります。

② 施設等従事者の研修

- ・ 富山県社会福祉協議会において社会福祉事業への従事を希望する者への就業情報等を提供するとともに、社会福祉事業経営者等に対する研修等を行い福祉人材の確保の支援に努めます。
- ・ 障害福祉サービス事業所等において、利用者に対する一連のサービス提供のプロセスを管理するサービス管理責任者や児童発達支援管理責任者の基礎研修、実践研修、更新研修等を実施します。
- ・ 相談支援業務に従事する者の資質の向上と新規従事者の養成を図り、障害者等の意向に基づく地域生活を実現するための技術の習得を目指し、相談支援従事者研修を実施します。
- ・ 障害のある人に対し適切なサービスが提供できるよう、障害の特性等を理解した居宅介護従業者（ホームヘルパー）を養成するための研修の充実に努めます。
- ・ 同行援護等のサービス提供体制を強化するため、従業者養成研修の充実に努めます。(再掲)
- ・ 介護職員等が安全で適切にたんの吸引等を行うことができるよう、研修の受講を促します。
- ・ 地域で生活する重症心身障害児者の支援のため、医療的ケア児等を含む重症心身障害児（者）に対応できる生活介護事業所等の職員を養成します。
- ・ 障害支援区分に基づく支給決定事務が客観的かつ公平・公正に実施されるよう、認定調査員等に関する研修を実施します。
- ・ 障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応を図るために必要な人材を育成します。(一部再掲)
- ・ これまで精神障害者へのサービス提供の機会が少なかった障害福祉サービス事業所、介護サービス事業所等の職員を対象に、精神障害者支援に関する研修を実施し人材育成を行うことで、精神障害者へのサービスの質の向上と、より多くの事業所で精神障害者の受け入れができる体制づくりを進めます。(再掲)

③ 「とやま福祉人材確保・応援プロジェクト」の推進

- ・ 富山県福祉人材確保対策会議を中心として、福祉人材確保に関するより効果的な方策を検討します。

ア 若者等への介護・福祉の魅力のPRや多様な人材の参入促進

- ・「社会に学ぶ『14歳の挑戦』」による福祉職場体験や中高生への出前講座、高校生を対象としたインターンシップ等により、小中高校や介護福祉士養成校、福祉施設等と連携した若者の福祉分野への参入を促進します。
- ・「介護の日」キャンペーンイベントの開催、SNS広告などによる介護の魅力のPRに努めます。

イ 介護・福祉サービスを担う人材の教育・養成の推進

- ・介護福祉士、社会福祉士の資格取得を目指す学生に対して修学資金の貸与を行うなど、専門的職員の養成・確保に努めます。
- ・介護職員の専門性を高める研修の実施や研修参加時の代替職員雇用への支援など、職員の資質向上を推進します。
- ・県内介護福祉士養成校における介護福祉士等の育成を支援します。
- ・介護を学ぶ外国人の日本語学習や介護福祉士資格取得等に対して関係団体と連携して支援します。

ウ 就業・相談支援

- ・富山県福祉人材センター等における無料職業紹介、相談、情報提供等の就業援助やハローワークとの連携促進について支援します。
- ・潜在的な介護人材の掘り起こしや富山県福祉人材センターにおけるマッチング強化、福祉職場説明会の開催等により、就業を支援します。
- ・離職介護職員の再就職時の必要な費用の貸付などにより再就職を促進します。

エ 処遇・職場環境の改善等による職場定着（離職防止）支援

- ・施設職員への研修や処遇向上により、離職を防ぎ、職場への定着を図ります。
- ・雇用環境向上に取り組む事業所の表彰などによる職場環境の改善を推進します。
- ・介護職場でがんばっている中堅職員の表彰や新任職員の合同入所式等により、職員の職場定着を支援します。
- ・新任職員などの相談にのったり実践的な指導ができる中堅リーダーの養成を支援します。
- ・介護ロボット・ICTや福祉用具等を活用した介護職員等の腰痛予防など、身体的負担軽減による離職防止を支援します。
- ・社会福祉法人の理事長や社会福祉施設の施設長に対する経営管理研修等を実施します。

図 とやま福祉人材確保・応援プロジェクト

